

別紙1

介護未経験者に対する研修支援事業（介護職員初任者研修の主催に必要な経費）に係る留意事項

1 対象となる受講者の範囲

介護分野での就業を希望し、福祉人材センターに求職者登録をする受講者（介護職員として就業中の者を除く）及び介護施設等で就労する初任段階における介護職員の受講者

2 補助基準額

介護職員初任者研修主催者が定める受講料。ただし1人当たり上限額は60千円。テキスト代を除く。

3 対象外研修

市町村等からの補助や委託を受けて実施している研修及び求職者支援制度及び公共職業訓練所による研修は、原則対象とはなりません。

また、当該年度までに初任者研修等を修了できなかった受講生、介護分野への就職を希望しない受講生は補助対象となりません。

4 受講生への説明義務

受講生が他制度において支援を受けている場合は補助の対象とはならない旨を説明すること。

5 必要書類

以下の書類を実績報告時に「その他参考となる書類」として提出を求めらるので、準備すること。

(1) 受講料を免除したことが分かる書類（学則）・チラシ等、受講料が減免額を上回る場合は、受講生からの領収書

テキスト代が受講料に含まれている場合は、テキスト代を記載してください。

(2) 福祉人材センターに登録したことが分かる書類又は介護事業所等の在職証明書

(3) 研修修了証

(4) 補助金対象者名簿

(5) その他実績を確認する際に必要と認める書類

6 内示について

予算の範囲内で実施するため、計画書と同額で内示されない場合があります。